

大阪市告示第588号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料及び特定計量器定期検査証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月22日

大阪市長 横 山 英 幸

1 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 委託先

特定非営利活動法人 大阪市計量協会

会長 吉谷 和夫

（経済戦略局計量検査所）